

～より一層の子育て支援、障害者福祉支援を図るために～

10月1日から 公費医療費支給制度が変わります。



～乳幼児・重度障害者・ひとり親家庭等医療費支給制度～

9月30日まで

乳幼児医療費支給制度

- 対象者：
 - 通院... 3歳未満までの児童
 - 入院... 小学校就学前までの児童
- 本人負担：
 - 3歳未満... 無料（入院・通院）
 - 3歳以上... 初診料・往診料の自己負担分相当額

10月1日から

乳幼児医療費支給制度

- 対象者：小学校就学前までの児童
 - 本人負担：
 - 3歳未満... 無料（入院・通院）
 - 3歳以上... 通院600円/月（上限）
入院500円/日（月7日限度）
- 3歳以上は保護者の所得制限があります（児童手当準拠）

9月30日まで

重度心身障害者医療費支給制度

- 対象者：
 - 身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
 - 知的障害者（IQ35以下）
 - 重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQ50以下）
- 本人負担：
 - 65歳未満... 初診料・往診料の自己負担分相当額
 - 65歳以上... 無料



10月1日から

重度障害者医療費支給制度

- 対象者：
 - 身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
 - 知的障害者（IQ35以下）
 - 重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQ50以下）
 - 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
（精神病床への入院は対象外）
- 3歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の申請が必要です
- 本人負担：通院500円/月（上限）
入院〔一般〕500円/日（月20日限度）
〔低所得〕300円/日（月20日限度）
- 本人および配偶者、扶養義務者の所得制限があります（特別障害者手当準拠）

9月30日まで

母子家庭等医療費支給制度

- 対象者：母子家庭、父母のない子
一人暮らしの寡婦
児童は3歳から18歳の年度末まで
- 本人負担：初診料・往診料の自己負担分相当額

10月1日から

ひとり親家庭等医療費支給制度

- 対象者：母子家庭、父子家庭、父母のない子
児童は小学校就学後から18歳の年度末まで
3歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の申請が必要です。
- 本人負担：通院800円/月（上限）
入院500円/日（月7日限度）

一人暮らしの寡婦の人は平成22年9月30日まで助成対象（自己負担額を1年毎に上げます）

本人負担については、いずれも1医療機関ごとにかかる料金です。
入院時の食事代・居住費等の本人負担および医療保険の適用を受けない費用についてはこれま

でどおり本人負担になります。
現在、上記医療制度を受けている人には、別途通知します。
新たに助成対象になる人は、窓口へお尋ねください。

問い合わせ先 国保年金課医療・年金係 ☎72-2111 内線422